

平成30年訪問看護ステーション数調査結果(サテライト)

都道府県	サテライト数 (平成30年4月1日現在)	開設許可 ※		設置の補助金の有無
北海道	86	届出		有
青森	17	届出		無
岩手	7	条件有	国基準	無
宮城	22	条件有	本体事業所との一体的運営の可否により判断	無
秋田	4	届出		無
山形	15	条件有	国基準	無
福島	18	条件有	県の規定に基づく	無
茨城	10	条件有	個別の案件として、必要性に応じて判断	無
栃木	9	条件有	国基準	有
群馬	6	条件有	県の規定に基づく	無
埼玉	18	条件有	国基準	有
千葉	25	届出		無
東京	254	届出		無
神奈川	72	条件有	県の規定に基づく	無
新潟	16	条件有	地域的な条件による	無
富山	5	条件有	県の規定に基づく	有
石川	16	条件有	国基準	無
福井	12	条件有	国基準	無
山梨	11	届出		無
長野	35	条件有	県の規定に基づく	無
岐阜	31	条件有	国基準	有
静岡	24	条件有	個別に設置の必要性を判断する	有
愛知	21	届出		無
三重	5	条件有	離島振興地域、主たる事業所から自動車等による移動に要する時間が概ね20分以上30分未満の地域	無
滋賀	22	届出	設置の相談があった段階で、へち地等の設置でなければ事業所として指定を受けるよう説明	有
京都	2	届出		無
大阪	233	届出		無
兵庫	77	届出		無
奈良	5	条件有	国基準を参考に判断	無
和歌山	0	条件有	国基準	無
鳥取	10	条件有	国基準および県条例	有
島根	6	条件有	国基準	有
岡山	18	条件有	看護職員の配置、サテライト建物の使用権限、本体事業所からの距離(概ね20分以内、特別地域加算の対象地域に所在する場合を除く)	無
広島	7	条件有	個別相談	無
山口	6	条件有	中山間地域に限定	無
徳島	3	条件有	国基準(特別地域加算及び中山間地域等における小規模事業所加算対象地域)	無
香川	0	条件有	離島・中山間地域に限定(必要なサービス量の確保が困難であると思われる場合)	無
愛媛	11	条件有	国基準	無
高知	3	条件有	県の規定に基づく	有
福岡	19	届出		有
佐賀	1	届出		無
長崎	11	条件有	国基準	無
熊本	20	条件有	国基準(居宅サービスの指定基準 総則の解釈通知に掲げる要件を具備すること)	無
大分	13	条件有	国基準	無
宮崎	8	条件有	国基準	有
鹿児島	10	届出		無
沖縄	2	届出		無
合計	1226			

※開設許可(届出:届出があれば許可、条件有:条件により許可、許可せず:許可していない)

注 都道府県と政令指定都市等では対応が異なる場合がある

参考 従たる事業所(出張所等)については、平成8年4月より、過疎地域等の訪問看護ステーションの設置を促進するために、山村振興法、離島振興法等の法律に基づく地域について設置が認められましたが、訪問看護事業の一層の促進を図るため、平成12年4月から、地域要件等は撤廃され、さらに、その趣旨を明確にするために、平成22年に通知が改正されました。人員については2.5人以上の看護職員の配置の範囲内で、従たる事業所を開設できます。管理者が一体的管理ができる範囲内の箇所数の出張所を設置することができます。主たる事業所が隣接しない地域においても設置可能で、同じ地域にすでに他の訪問看護ステーションや出張所が設置されていても差し支えありません。